

平成20年改正少年法等に関する意見交換会における意見の概要等

第1 平成20年改正少年法等に関する意見交換会について

法務省においては、平成20年改正少年法の施行後3年間における施行状況の評価及びその見直しの要否並びにその他少年法に関する見直しの要否についての検討・判断の参考に資するよう、平成24年3月から平成24年7月までの間、6回にわたり意見交換会を実施し、犯罪被害者（支援）団体、日本弁護士連合会推薦の弁護士、最高裁判所、刑事法学者等の関係者から、それぞれの意見を聴取するとともに、各関係者相互間における質疑応答を通じた意見交換を行った。

本意見交換会の詳細は、法務省のホームページに掲載されている。

アドレス http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00053.html

第2 意見の概要

1 国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

- 少年審判において、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

しかしながら、多くの少年やその保護者には、弁護士付添人の費用を負担する資力がなく、仮に保護者に資力があっても、少年のために費用を支出することには消極的な場合がほとんどであって、国費により弁護士付添人を付する制度でなければ、少年が弁護士付添人の援助を受ける権利は実質的に保障されることにならない。したがって、身体拘束を受けた少年に対し、その権利を実質的に保障するためには、国選付添人制度の対象事件の拡大が必要である。

- 被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたことにより、被疑者段階で選任された国選弁護人が、家庭裁判所送致後には国選付添人となることができない、という事態が生じている。この意味で、国選付添人の対象事件を拡大し、この制度的矛盾を解消する必要がある。
- 国選付添人制度の対象事件については、少年鑑別所に送致されて身体拘束

を受ける少年の事件全件とすべきである。

- 被疑者国選弁護制度と国選付添人制度とに不整合が生じていて、そこにはばらつきがあることに、非常に問題性があるので、まずはこの点の解消を図るべき。
- かなりの予算がかかることになるので、予算の問題も考慮する必要がある。
- 国選付添人については、少年又はその保護者の請求により選任が認められる制度を採用すべきである。
- 少年審判の職権主義的構造や国選付添人制度が国費によりまかなわれることからすれば、家庭裁判所が必要性を判断する制度とすべきである。
- 適正な事実認定を行えるようにするためには付添人だけではなく、検察官も関与させて様々な角度から光を当てる必要がある。
- 加害少年についてのみ協力者が増えるというのはバランス的に問題があるので、加害少年に付添人を付けるのであれば、検察官も関与させるべき。
- 少年審判の基本的構造は、少年の健全育成の観点からの保護処分手続が基本であり、原則としては家庭裁判所の裁判官が捜査記録をきちんと見て判断するものである。そして、そこに問題がないかを検証するために弁護士である付添人が付くのであるから、刑事裁判のような形で検察官が関与するというのは望ましくない。
- 検察官関与が例外的に、重大事件に関してのみ導入されたという経緯からして、安易にその対象事件を拡大すべきではない。

2 少年に対する刑事処分の規定の見直しについて

- 成人の有期刑の処断上限は上がったのにそれに連動する形で少年刑の見直しが行われておらず、成人の刑と比較した場合に少年刑の適切さに疑問が生じる状況となっている。
- 成人と少年の共犯事件において、少年に対する量刑が適正を欠く場合がある。
- 10年を超える刑に教育的な効果というのが期待出来るか、社会防衛的な問題が非常に強調され、責任刑とも合致しないのではないかという問題がある。
- 少年法が定めている健全育成の理念からの刑の在り方というのを十分踏まえた上で、慎重に考えたほうがよい。

- 長期基準説，短期基準説，中間基準説の争いが完全には決着しておらず，不定期刑に関する量刑基準が一義的に明確とはなっていないとの指摘があり，裁判員裁判での量刑判断を困難にするとの懸念も表明されていることからすれば，不定期刑における量刑判断の基準を明確にすべきである。

3 その他少年法見直しに関して要望のあった事項

- 審判傍聴制度の対象事件を重大な傷害事件にも拡大してほしい。
- モニターによる少年審判の視聴を認めてもらいたい。
- 被害者参加の限定された場面だけでなく，被害者が広く国費によって弁護士への援助を受けられるようにすることが望ましい。
- 一定の重大な事件については，検察官関与の下で事実認定を行うことを原則とすべき。
- 検察官が，要保護性に関する審理にも関与できるようにすべき。
- 少年審判の場において，被害者が直接少年に質問ができるようにしてほしい。
- 被害者が重大事件については社会記録を閲覧できるようにしてほしい。